



国 保 だ よ り



静岡県薬剤師国民健康保険組合 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目19-2 NT 鷹匠ビル
 TEL 054-255-4733 ・ FAX 054-251-6084 / メールアドレス sy.1959-kokuho@alpha.ocn.ne.jp
 ホームページアドレス <http://www.shizuyakukokuho.com/>

《 主 な 掲 載 事 項 》

- *令和2年度予算・事業内容、理事の選任 *マイナンバー制度の利用について
- *特定健診・人間ドック受診のご案内 *郵送検診の実施 *国民健康保険料通知書の発送について

公 告

「令和2年度 静岡県薬剤師国保組合歳入歳出予算」承認される

令和元年度 第2回組合会は、令和2年3月7日（土）静岡市内において開催され、提出議案の令和2年度事業計画、歳入歳出事業予算、理事の選任、法令遵守（コンプライアンス）のため実践計画の関連議案について、原案通り可決承認されましたので、ここに報告いたします。

第5回理事会(令和2年2月19日)において、理事の選任が行われ、第2回組合会において、次のとおり再任が承認されました。

- 理事長 鈴木典之 (再任・沼津市)
 - 副理事長 石川幸伸 (再任・静岡市) (コンプライアンス担当理事兼任)
- 任期は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間

令和2年度 静岡県薬剤師国保組合歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

歳 出

単位：千円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較
1 国民健康保険	461,256	468,365	△7,109
2 国庫支出金	82,253	85,199	△2,946
3 前期高齢者交付金	2	2	0
4 県支出金	2	2	0
5 共同事業交付金	6,440	7,000	△560
6 財産収入	37	37	0
7 繰入金	1	1	0
8 繰越金	180,000	160,000	20,000
9 諸収入	509	506	3
歳入合計	730,500	721,112	9,388

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較
1 組合会費	1,200	1,200	0
2 総務費	42,005	38,783	3,222
3 保険給付費	314,296	316,756	△2,460
4 後期高齢者支援金	110,299	111,309	△1,010
5 前期高齢者納付金	50,507	24,707	25,800
6 介護納付金	57,950	58,800	△850
7 共同事業拠出金等	15,631	16,774	△1,143
8 保健事業費	13,729	12,578	1,151
9 積立金	52,000	32,000	20,000
10 諸支出金	8,100	8,100	0
11 予備費	64,783	100,105	△35,322
歳出合計	730,500	721,112	9,388

事業内容

1. 被保険者数の推計

被保険者 1, 864人 (31年度 1, 890人 △26人)

(内訳) 第1種組合員 … 224人 第2種組合員 … 505人

第3種組合員 … 607人 家族 … 528人

(再掲) 介護保険第2号被保険者(40歳～64歳) … 819人 (31年度 813人 6人)

特定被保険者…1, 364人 (31年度 1, 383人 △19人)

2. 後期高齢者組合員 (75歳以上の組合員資格継続者) … 29人 (31年度 31人 △2人)

3. 国民健康保険料

(1) 医療給付費分保険料及び後期高齢者支援金分保険料

ア 賦課方式、賦課限度額 … 別表1

イ 保険料等級 … 別表3「保険料等級表」

ウ 保険料賦課額 … 別表2「保険料算定表」による賦課限度額

別表1

区分	医療給付費分保険料	後期高齢者支援金分保険料	計
所得割額	算定基礎額の100分の6	算定基礎額の100分の1.5	100分の7.5
均等割額	15,000円	6,000円	21,000円
世帯割額	20,000円	4,000円	24,000円
賦課限度額	500,000円	135,000円	635,000円

※所得割額については、前々年分の総所得金額を基に算定する。

別表3 保険料等級表

等級	賦課標準所得金額	算定基礎額
1	1,000,000円未満	500,000円
2	1,000,000円以上～2,000,000円未満	1,500,000円
3	2,000,000円以上～3,000,000円未満	2,500,000円
4	3,000,000円以上～4,000,000円未満	3,500,000円
5	4,000,000円以上～5,000,000円未満	4,500,000円
6	5,000,000円以上～6,000,000円未満	5,500,000円
7	6,000,000円以上～7,000,000円未満	6,500,000円
8	7,000,000円以上～8,000,000円未満	7,500,000円
9	8,000,000円以上	8,000,000円

※ 賦課標準所得金額は、総所得金額(給与所得、事業所得、不動産所得、雑所得[公的年金所得を含む]など)の合計金額で、1,000円未満は切り捨てるものとする。

(2) 介護納付金分保険料(40歳～64歳の第2号被保険者) 年額 48,000円

(3) 後期高齢者組合員分保険料(75歳以上の組合員資格継続者) 年額 24,000円

4. 保険給付

(1) 給付割合

6歳未満	8割給付
6歳～69歳	7割給付
70歳以上	7割給付 現役並み所得者
	8割給付 上記以外の者

(2) 療養費

- ・止むを得ない理由で保険証を持たずに治療を受けたとき
- ・骨折、捻挫で柔道整復師の施術を受けたとき
- ・ギブス、コルセットなどの治療用装具を購入したとき ・海外渡航中に治療を受けたときなど

(3) 高額療養費

1か月（1日から月末まで）に医療機関の窓口で支払った医療費が、自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が申請により払い戻される制度。入院時の差額ベッド代や食事代、保険外の負担分は対象外となります。

○限度額適用認定証

70歳未満の方は医療費が高額になった場合に、「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、入院時等の1か月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなり、窓口でのお支払いが軽減されます。

70歳以上の方は高齢受給者証・保険証の2枚の提示、表2の※1・※2に該当する方は限度額認定証の申請が必要となり、限度額認定証・高齢受給者証・保険証の3枚を提示することにより、窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。

70歳未満の場合（表1）

区分	所得要件	自己負担限度額	年4回目以降
ア	基礎控除後の所得 901万円を超える	252,600円＋(医療費－842,000円)×1%	140,100円
イ	基礎控除後の所得 600万円を超え901万円以下	167,400円＋(医療費－558,000円)×1%	93,000円
ウ	基礎控除後の所得 210万円を超え600万円以下	80,100円＋(医療費－267,000円)×1%	44,400円
エ	基礎控除後の所得 210万円以下（住民税非課税世帯を除く）	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳以上の場合（表2）

所得要件	自己負担限度額		年4回目以降
	個人単位（外来のみ）	世帯単位（入院と外来を合算）	
課税所得690万円以上	252,600円＋(医療費－842,000円)×1%		140,100円
課税所得380万円以上690万円未満 ※1	167,400円＋(医療費－558,000円)×1%		93,000円
課税所得145万円以上380万円未満 ※2	80,100円＋(医療費－267,000円)×1%		44,400円
一般 課税所得145万円未満	18,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円	44,400円
住民税非課税	8,000円	24,600円	
住民税非課税 (所得が一定以下)	8,000円	15,000円	

(4) 高額介護合算療養費

医療保険、介護保険の両保険から給付を受けることにより（8月から翌年7月まで）自己負担額が高額になった場合、これらを通じた限度額を超えた額を支給する。

(5) 出産育児一時金 1件当たり 420,000円

(6) 葬祭費 第1種組合員 … 70,000円 第2種組合員 … 50,000円 第3種組合員 … 50,000円
家 族 … 30,000円

5. 保険事業

- (1) 特定健康診査及び特定保健指導 人間ドックとの併用は不可
40歳から74歳までの被保険者を対象に特定健診及び保健指導の実施
- (2) 健康診断費用又は人間ドック健診費用の助成 特定健康診査との併用は不可
疾病予防対策として、30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に特定健診を含んだ健康診断又は人間ドック健診に対し30歳～39歳10,000円(限度額)、40歳以上20,000円(限度額)の助成を行う。
- (3) 郵送検診
30歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員を対象に、年1回実施。検査費用は、全額組合負担
検査項目：大腸がん・胃がん・ピロリ菌検査・前立腺がん・子宮頸がん
- (4) インフルエンザ予防接種費用補助：65歳未満の被保険者を対象に年1回実施。支給額1,000円
- (5) 医療費通知：受診被保険者対象：対象月は4月～翌年3月の1年間(年4回)
- (6) ジェネリック医薬品差額通知：年3回
- (7) 育児誌『赤ちゃん和妈妈』及び『きちんとかんたん離乳食』を出産した被保険者に配布
- (8) 健康家庭表彰(1年間無傷病世帯に対し記念品の贈呈)
- (9) 長寿(喜寿、傘寿、米寿、白寿)のお祝い
- (10) 健康ポイント事業：健康づくりの自主的取り組みを促す目的で、日々のウォーキングや健康診断の受診等に対してポイントを付与し、貯まったポイントで商品と交換

6. その他事業

- (1) レセプト点検の実施：国保連合会への委託による二次点検
- (2) 組合報「国保だより」の発刊：年3回
- (3) ホームページの運営：各種案内、お知らせの周知、申請書類をダウンロードにより時間・経費の節約

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の利用について

社会保障・税番号制度の効率性と透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤としてマイナンバー制度が導入されています。その結果、個人番号(マイナンバー)を利用した情報連携が可能となり、一部の添付書類が省略可能です。

「住民票」「戸籍抄本」の書類省略

- ①組合員の新規加入 ②住所変更 ③氏名変更の手続き

※ただし、次の場合には「住民票」等の提出をお願いします。

- ◆新規加入する組合員に扶養する家族がいる場合(加入者全員の個人番号、続柄が記載されたもの)
- ◆組合員と同じ世帯の扶養家族が追加加入する場合(加入者全員の個人番号、続柄が記載されたもの)
- ◆氏名又は住所に外字が使用されている場合

「所得(課税)証明証等」の書類省略

- ①高額療養費 ②高額介護合算療養費 ③高齢受給者証の負担割合の判定 ④限度額適用認定
⑤限度額適用・標準負担額減額認定 ⑥食事療養標準負担額減額認定 ⑦特定疾病療養の認定
⑧国民健康保険料の賦課

※ただし、情報連携で確認できない事項がある場合は、「所得(課税)証明証等」の提出をお願いします。

☆新たに国保組合に加入される方は、引き続き個人番号(マイナンバー)の確認できる「通知カード」又は「個人番号カード」の写しの提出が必要となりますのでご協力をお願いします。

☆各種様式は国保組合から郵送又は静岡県薬剤師国保組合ホームページよりダウンロード





特定健診・人間ドック受診のご案内

患者数が年々増加している生活習慣病（糖尿病や高血圧症など）は、重症化すると、心疾患や脳血管疾患などの重大な病気を引き起こす危険性があります。生活習慣病は、自覚症状がほとんどないまま進行することも多いため、健康診断の結果から初めて自身の健康状態がわかることもあります。

「受けっぱなし」にせず、健康診断の受診を機会に生活習慣を振り返ることが大切です。

当国保組合の健康診断事業は、①特定健診（受診券利用）、②人間ドック・健康診断（補助金の申請）③事業者健康診断（定期健康診断）結果データの提出（補助金申請も可）になります。

健康診断受診率が基準より低くなってしまうと、国庫補助金が削減されることになり、今後の国民健康保険料の値上げ等に影響してきます。ぜひとも、健康診断受診率の向上にご協力をお願いします。

① 特定健診

メタボリックシンドロームに着目した基本的な検査項目の健診

○窓口での支払いが免除されます。国保組合への補助金支給申請手続きは不要です。

申込み	事前に対象医療機関（受診券に同封された実施医療機関リスト ※一部地域を除く）に直接予約申込をしてください。
持ち物	特定健康診査受診券・保険証を必ず持参してください。
費用	無料

（注）受診できる期間が短い地域もありますので、早めの受診をお願いします。

特定健診の対象となる方

令和2年4月1日～3年3月31日に40歳～74歳となる組合員とその家族の方。

ただし、令和2年4月1日の時点で当国保組合の資格がある方。

対象者の方には、6月上旬に国保組合から「受診のご案内」と「受診券」等を自宅宛に郵送します。

② 人間ドック・健康診断

○窓口で受診費用をお支払い頂き、その後国保組合への補助金申請手続きにより補助金が支給されます。

対象者	30歳以上の組合員及びその家族の方（当国保組合加入者）
申込み	事前に国保組合に連絡してから医療機関に直接予約申込をしてください。
持ち物	保険証・その他
費用	窓口で受診費用全額をお支払い頂き、その後国保組合へ申請してください。 【支給金額】 30歳から39歳：1万円（限度額） 40歳以上：2万円（限度額） ※限度額以下の場合は実費額

補助金の申請手続きに必要な書類

- ・健康診断補助金支給申請書
- ・領収書原本（特定健診とその他の内訳あるもの）
- ・特定健診の必須検査項目を含む健診データの写し
- ・標準的な質問票

◇ご不明な点は、国保組合へお問い合わせください。

③ 事業者健康診断(定期健康診断)結果データの提供

事業主は従業員に対し、労働安全衛生法に基づく「事業者健診(定期健康診断)」を実施しなければなりません。事業者健診の結果データと、併せて「標準的な質問票」の提供にご協力をお願いします。

なお、30歳以上の方の事業者健診料は補助金対象になります。データ提供の際には、ぜひ国保組合へお問い合わせください。

◇健診結果データの提供のお願いは「高齢者の医療の確保に関する法律第27条」に基づいて行っています。

郵送によるがん検診の実施について



組合員の健康管理の一環として、郵送方法によるがん検診を実施します。
 日頃お忙しい方や病院での受診に不安のある方でも、ご自宅にしながら気軽に受けられるシステムです。
 この機会に一度検査を行い、陽性判定だった場合は医療機関で精密検査を受けることをお勧めします。
下記の検査5項目の中から、ご希望の検査を申し込みできます。(複数申し込み可)
 ただし、**ピロリ菌検査については、1度検査を受けた方は申込できません**のでご承知願います。

	検査項目	検査方法	検査の目的	感染者が多い年齢
1	大腸がん	便潜血	大腸がんの80%は肛門に続く直腸とその上のS状結腸にできます。肉眼ではわからない出血も、微量の血液でも判定することができるため、大腸がんの早期発見につながります。また、がん化しやすいポリープの早期発見もできます。	40歳代から増加傾向 好発年齢は60歳代
2	胃がん	ろ紙血	胃がんの前駆病変といわれる萎縮性胃炎の進行度(胃がん発生の危険度)を調べます。	40歳から増加 50歳～60歳がピーク
3	ピロリ菌 (1回限り)	尿	胃潰瘍・十二指腸潰瘍の原因 胃の萎縮を経て胃がんに行進する場合があります	50歳以上：60～70%
4	前立腺がん (40歳以上の男性のみ)	ろ紙血	前立腺がんは中高年齢者に多く見られ、がんの中では成長速度が非常に遅いのが特徴で、早期に発見すれば治療効果の良いがんです。	50歳以上
5	子宮頸がん (女性のみ)	子宮頸部細胞	子宮頸がんには入口に近い場所にできる頸がんと奥の方にできる体がんがあります。日本人の場合、80%以上が頸がんです。スポイトで子宮腔部をこすり、採取した細胞を検査して異常がないかを調べます。	20歳～50歳

対象者 30歳以上の組合員及びその家族の方
 ※令和2年4月1日～3年3月31日に30歳になる方も対象になります。
 注) ただし、令和2年4月1日の時点で当国保組合の資格がある方。
※人間ドックとの併用も可能ですので是非ご利用ください。

費用 無料(当国保組合負担)

注) ただし、申し込み後のキャンセルなどで検査を受けなかった時の容器代は自己負担となりますのでご注意ください。

申込方法 (1) 同封の「郵送検診申込書」に必要事項をみれなく記入し、国保組合宛に郵送又はFAXでお送り下さい。FAX 054-251-6084

申込締切日 4月30日(木)

(2) 5月中旬以降に、委託業者より検査項目ごとに検査キットが送付されます。委託業者の検体受付は6月末までとなっておりますので、容器到着後はすみやかに検査を実施し、返送をお願いします。



事務局からのお知らせ



令和2年度 国民健康保険料通知書、決定通知書の発送について

※窓開き封筒（ピンク色）で郵送します。ただし、従業員多数の場合には別の封筒で郵送します。※

令和2年4月からの国民健康保険料（平成30年分の総所得金額等を基に算定）の決定について、事業所用の「国民健康保険料通知書」と事業主及び従業員の個人用「国民健康保険料決定通知書」を事業主宛てに4月10日（金）以降順次発送する予定です。従業員の方の分も同封しますので配布をお願いいたします。

なお、「国民健康保険料通知書、決定通知書」は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

被保険者証と高齢受給者証の一本化及び更新時期についてご案内

現在70歳以上の現役並み所得者については、高額療養費制度の改正により、自己負担限度額が3区分に細分化され、新たに限度額適用認定証の交付対象となるため、医療機関等の受診時に複数の様式を携行する必要が生じることとなります。被保険者証と高齢受給者証に関しては、被保険者様の利便性向上の観点から、「被保険者証と高齢受給者証の一本化」を令和2年8月1日から実施することになりました。

また、一本化に伴い、被保険者証の更新時期が、現行の10月から8月に変更されます。

次回更新は令和2年8月になります。新しい「被保険者証（70歳未満）」、「被保険者証兼高齢受給者証（70歳以上）」は、7月下旬までにお手元に届くよう事業主宛に郵送します。従業員及び家族の方の分も同封しますので配布をお願いいたします。

国保組合の加入・脱退の届出は忘れずに！！

- ◆国保組合に加入するとき、脱退するときは**14日以内**に手続きをお願いします。
- ◆退職される従業員の方の資格喪失日は**退職日の翌日となり、資格喪失日より保険証は使用できません**。退職された方の保険証は速やかに回収して、届出書類と一緒に国保組合までご返却をお願いします。
- ◆大学等を卒業して就職される家族の方は、保険証の返却とともに脱退の手続きをお願いします。保険証が手元にあるため、うっかり使ってしまうと、国保組合が負担した医療費は、あとで返していただくことになります。
- ◆住所・氏名の変更、保険証の紛失、事業所形態変更等、にも届出が必要になりますので手続きをお願いします。

健康保険適用除外申請と厚生年金適用のお願い

法人事業所については、社会保険の強制適用が原則です。しかし、国保組合に加入している法人事業所は、健康保険適用除外の承認と厚生年金保険の適用を受けて加入していることが条件となっています。

国保組合は、みなさまからの保険料と国からの補助金で運営しております。この条件に該当しない事業所が国の検査で指摘を受けた場合、補助金を返還しなければなりません。今後も国保組合を健全に運営していくため、下記の変更がある場合は、国保組合までご連絡をお願いします。

- ・個人事業所から法人事業所に組織変更
- ・法人組織を解散する
- ・法人事業所の代表者変更



長 寿 の お 祝 い

喜寿 (77歳) 富士 石川嘉邦 様 傘寿 (80歳) 静岡 石川忠男 様